

6 ガバナンス

コーポレートガバナンス 25

コンプライアンス 33

リスクマネジメント 36

— ガバナンス関連データ 39

ガバナンス関連データ

コーポレートガバナンスの概要 (2019年6月19日時点)

組織形態	監査等委員会設置会社
● 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の人数	8名
うち社外取締役の人数	2名
うち独立役員の人数	2名
うち女性取締役の人数	1名
● 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の任期	1年
● 監査等委員である取締役の人数	5名
うち社外取締役の人数	3名
うち独立役員の人数	3名
うち女性取締役の人数	1名
● 監査等委員である取締役の任期	2年

取締役会の開催状況 (2018年度)

● 開催数 (回)	10
● 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の出席率 (%)	100
うち、社外取締役の出席率 (%)	100
● 監査等委員である取締役の出席率 (%)	100
うち、社外取締役の出席率 (%)	100

監査等委員会の開催状況 (2018年度)

● 開催数 (回)	9
● 監査等委員である取締役の出席率 (%)	100
うち、社外取締役の出席率 (%)	100

取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	687	390	172	125	7
社外取締役 (監査等委員を除く)	33	33	-	-	2
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	141	141	-	-	2
社外取締役 (監査等委員)	50	50	-	-	3
(合計)	912	614	172	125	14

・役員報酬限度額は、取締役 (監査等委員除く) 分年額 1,160 百万円以内、取締役 (監査等委員) 分年額 270 百万円以内です。

・上記については、当事業年度において、当社が当社役員に対して支給した報酬等の金額を記載しており、2019年6月19日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員除く) (社外取締役除く) 1名、社外取締役 (監査等委員除く) 1名、社外取締役 (監査等委員) 1名に対する支給額を含んでいます。

・取締役 (監査等委員除く) の賞与は、上記の取締役 (監査等委員除く) 分役員報酬限度額に含まれており、2019年5月8日開催の取締役会にて決議された支給金額を記載しております。

・株式報酬の総額は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託に関して当事業年度中に付与した株式交付ポイントに係る費用計上額です。

最高給与受給者 (代表取締役社長 最高経営責任者) の年間報酬等の総額 (日本)

最高給与受給者 (代表取締役社長 最高経営責任者) の年間報酬等の総額 (百万円)	174
従業員の年間報酬総額の中央値に対する比率 (%)	1,854

最高給与受給者 (代表取締役社長 最高経営責任者) の年間報酬総額等の増加率 (日本)

最高給与受給者 (代表取締役社長 最高経営責任者) の年間報酬総額等の増加率 (%)	113
--	-----

6 ガバナンス

コーポレートガバナンス 25

コンプライアンス 33

リスクマネジメント 36

— ガバナンス関連データ 39

ガバナンス関連データ

Honda 税務基本方針

1. 本方針の目的

Honda 税務基本方針（以下、「本方針」という。）は、本田技研工業株式会社（以下、「HM」という。）及びその連結子会社（HM 及びその連結子会社を合わせて「Honda」という。）における税に対する基本的な姿勢及び考え方を定め、事業活動を行う各国・地域の税務関連法令等を遵守し適正な納税を行うことにより、社会への貢献と企業価値の維持及び向上を図ることを目的とする。

Honda は、各国・地域の税制度や国際課税ルール等の変更が頻繁に行われる環境のなか、事業が安定して適切に行われるよう、下記 2. (1)～(6)に掲げる税務基本方針のもと、正確で質の高い税務業務の実行及び事業に伴う税務リスクへ対応する。

2. 税務基本方針

(1) 法令遵守

Honda は、事業活動を行う国・地域における税務に関連する法令やルール、租税条約、OECD ガイドライン等の国際基準及び本方針を含む Honda で適用される税務に関連する規程や HCG 等の社内規定を遵守し、事業実態に即した適正な納税を行う。

(2) 租税回避行為の禁止

Honda は、「地域で稼いだ利益は地域に還元する」という基本的な考え方のもと、タックスヘイブンの利用など租税回避を目的とした取引は行わず、事業実態に即した取引のもと、適正な納税を行う。

(3) 移転価格

Honda は、事業活動で創造された価値に応じた適切な納税を行うため、Honda 内での取引について、移転価格税制を十分に考慮し適正な価格（ALP: Arm's Length Price）の設定を行う。

(4) 透明性の確保

Honda は、税務に関する情報の適時かつ正確な開示等を行うことにより、税務当局をはじめ税務に係るステークホルダーへの説明責任を果たすことの重要性を認識し、法令等に基づく税務に関する情報の開示に適切に対応する。

(5) 政府・課税当局との関係

Honda は、事業活動を行う国・地域における政府・課税当局に対し、法令等や政府・課税当局からの求めに応じた税務情報を適時適切に提供するなど誠実な対応を通して、透明性の確保と継続的な信頼関係の構築に努める。

(6) コーポレートガバナンス

Honda は、基本理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼を高めるとともに、会社の迅速・果敢かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、「存在を期待される企業」となるために、経営最重要課題の一つとしてコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおり、税務についても、その考え方、枠組み及び運営方針を踏まえたガバナンスの整備を行う。